

中学校「大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

令和2年10月1日

四日市市教育委員会

各学校における対応については、この基準を踏まえ、生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。

その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理室）等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺、通学路の状況を把握しながら対応を決定します。

なお、その他の警報等（暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、各特別警報）が発表された場合の対応については、「小・中学校 警報等の発表時における安全確保について」（令和2年4月版）をもとに決定することとします。

1 週休日及び休日

午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とする。

なお、活動中に「大雨警報」が発表された場合、管理職へ連絡して気象情報等をもとに状況を判断し、速やかな下校や学校での待機等、生徒の下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとることとする。

2 朝練習

午前6時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、生徒の通学における安全確保のため、部活動の朝練習は中止とする。また、「大雨警報」が発表される可能性がある場合、事前に朝練習の中止を決定する。

特に、月曜日の朝練習の実施については、週休日等に生徒への連絡が困難になることから、悪天候が予想されるときは、すべての部活動で朝練習を実施しないことを原則とし、できる限り金曜日の時点で、生徒への周知を図ることとする。